

### 1. 改定の視点

- 平成12年9月に策定、平成20年10月に改定した「島根県人権施策推進基本方針」を次の視点で改定
- (1) 第一次改定以降に制定された法律、条例等により取り組まれた事項を踏まえ、記載内容を追加・改定する必要がある。
  - (2) 人権をめぐる社会状況の変化等により、子どもや高齢者への虐待や女性への暴力行為、インターネットによる人権侵害、ヘイトスピーチなど、より対応の強化が求められている課題が生じてきた。
  - (3) 平成28年度実施した「島根県人権問題県民意識調査」を活用しより効果的な施策を展開する必要がある。

### 2. 改定の方向性

#### (1) 構成(素案)

- 全体構成は第一次改定の構成を維持
- 各説明文については上記「改定の視点」に従い適宜改定する。

平成20年10月第一次改定	平成31年3月第二次改定
第1章 総論 I 基本方針改定の趣旨 II 基本方針策定の背景 III 基本理念 第2章 各論 I あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進 II 重要課題への対応(現状と課題・施策の基本的方向性) III 施策の推進	同 左

#### (2) 各人権課題への対応(素案)

- 項目の見直し
  - ★「性的少数者の人権」⇒ 性的指向、性自認(心の性)の多様性に配慮し1項目で掲載
  - ★「災害時の配慮」⇒ 災害の発生における避難者について様々な視点からの配慮が必要
- 各説明文については上記「改定の視点」に従い適宜改定する。

平成20年10月第一次改定	平成31年3月第二次改定
1. 女性	1. 女性
2. 子ども	2. 子ども
3. 高齢者	3. 高齢者
4. 障害のある人	4. 障がいのある人
5. 同和問題	5. 同和問題
6. 外国人	6. 外国人
7. 患者及び感染者等	7. 患者及び感染者等
8. 犯罪被害者とその家族	8. 犯罪被害者とその家族
9. 刑を終えて出所した人等	9. 刑を終えて出所した人等
10. インターネットによる人権侵害	10. インターネットによる人権侵害
① 性同一性障害者の人権	11. 性的少数者の人権
12. 様々な人権課題	12. 様々な人権課題
(1) プライバシーの保護	(1) プライバシーの保護
(2) 「ひのえうま」などの迷信	(2) 「ひのえうま」などの迷信
(3) アイヌの人々	(3) アイヌの人々
(4) 北朝鮮当局によって拉致された被害者等	(4) 北朝鮮当局によって拉致された被害者等
(5) ホームレスの人権	(5) ホームレスの人権
(6) 人身取引(トラフィッキング)	(6) 人身取引(トラフィッキング)
(7) 日本に帰国した中国残留邦人とその家族	(7) 日本に帰国した中国残留邦人とその家族
⑧ 性的指向に係る問題	(8) 災害時の配慮

### 3. 改定の進め方

- (1) 関係課による新たな法律や課題に対応した個人権課題への対応を見直した上で、島根県人権施策推進協議会に図り、基本方針の見直しを審議
- (2) 県民意識調査の結果分析を並行して行い、方針に反映
- (3) 関係団体の意見聴取、パブリックコメントによる意見募集